

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

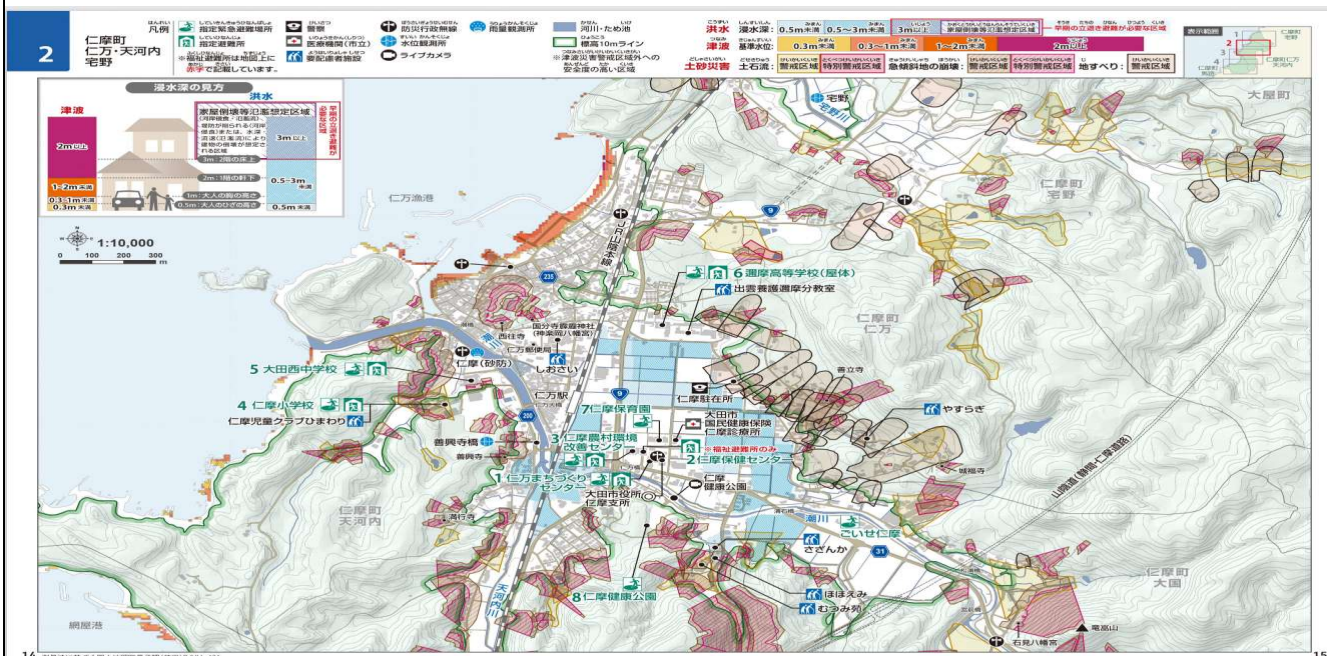
市内の河川では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に昭和 47 年の大水害では、温泉津・仁摩地区に多大な被害をもたらしている。平成 30 年 4 月に震度 5 強の地震、同年 7 月に西日本豪雨が発生し多くの被害が出た。

その後も、令和2年、令和3年と短い周期で洪水が発生しており、災害の頻発化とそれに伴う企業の被災が懸念されている。

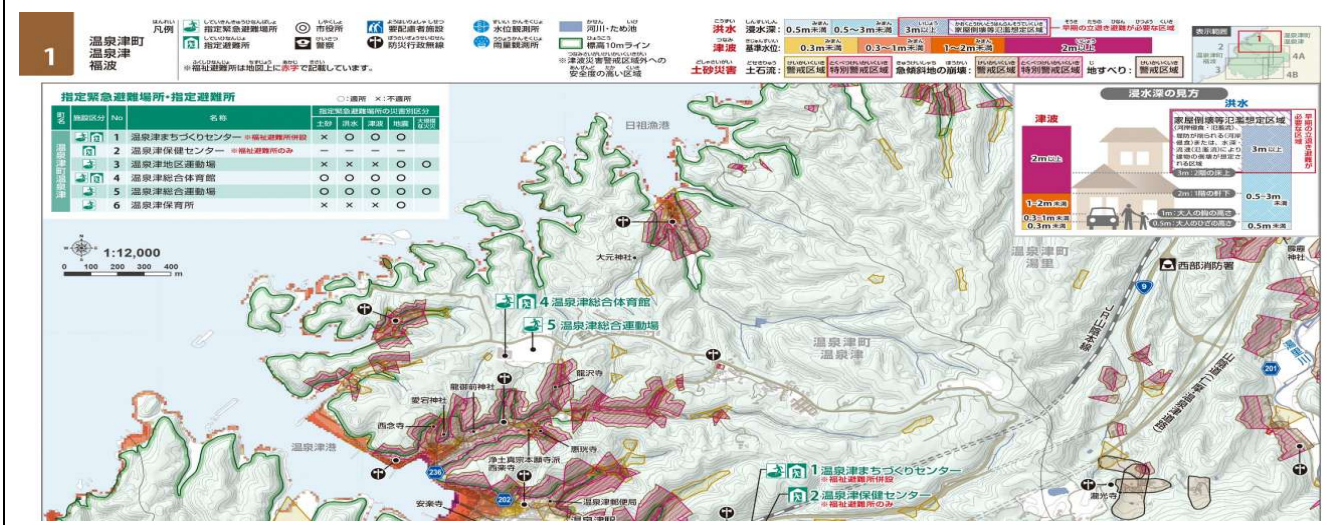
(1) 地域の災害リスク

【洪水・津波・土砂災害ハザードマップ】

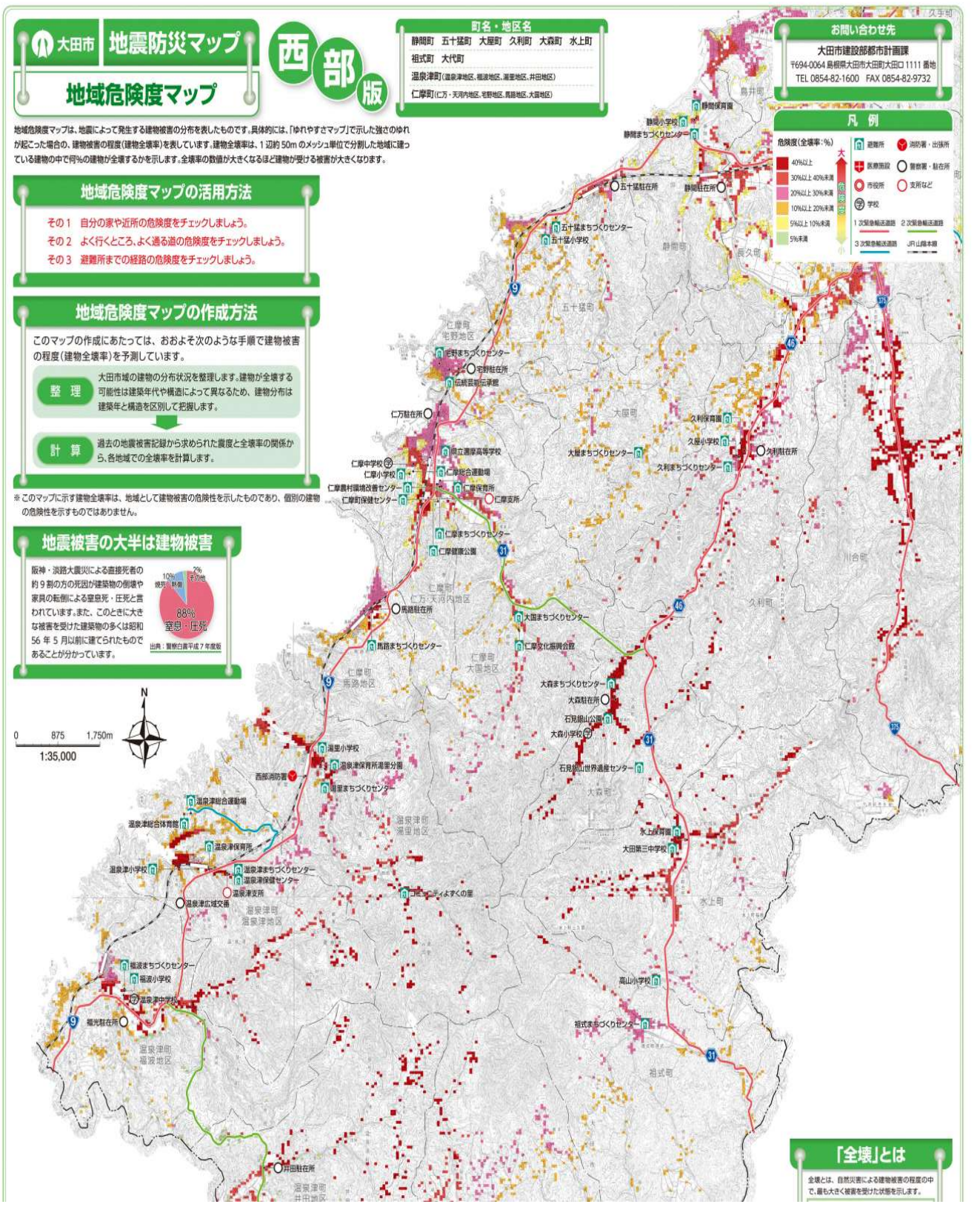
◆仁摩地区



◆温泉津地区



【地震：地震ハザードマップ】



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても市民の生命および健康に重大な影響を及ぼすおそれがあった。今後も、未知のウィルス感染症が発生した時の対応が必要である。

（２）商工業者の状況

業 種	商工業者	小規模事業者	備 考
建設業	54	54	温泉津町は4地区、仁摩町も4地区から構成されており、豪雨による浸水被害の可能性は当町のどの地域も可能性があるが、特に温泉津地区・仁万地区は当地域の中心地であり様々な業種が集まっている。
製造業	37	34	
卸・小売業	75	74	
飲食店・宿泊業	39	39	
サービス業	30	30	
その他	86	74	
合 計	321	305	

（３）これまでの取組

１）大田市の取組

- ①地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ②防災備品の備蓄
- ③大田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ④大田市業務継続計画（感染症流行編）の策定
- ⑤大田市新型コロナウイルス対策本部設置による感染症対応の実施
- ⑥新型コロナウイルス予防接種対策室の設置によるワクチン接種の推進
- ⑦防災行政用無線（同報系）の整備
- ⑧大田市防災マップの全戸配布

２）銀の道商工会の取り組み

- ①事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ②事業者 BCP セミナーの開催
- ③商工会役職員緊急連絡網の整備
- ④新型インフルエンザ感染症における事業継続計画策定（平成23年2月10日制定）
- ⑤新型コロナウイルス感染症における事業継続計画策定（令和2年4月1日制定）
- ⑥自然災害等における事業継続計画策定（令和6年11月1日制定）
- ⑦防災備品の備蓄
- ⑧大田市主催の防災訓練への参加
- ⑨損害保険会社等と連携した地震保険、火災共済への加入促進
- ⑩全国商工会連合会の会員福祉共済への加入促進

II 課題

1) 事業者の危機意識不足

多くの事業者は、自然災害及び感染症リスク対策の必要性に関する認識が不十分であり危機意識が乏しい。このため、事業者 BCP 等の策定率が低い。

また、策定された計画についても策定後の見直しが無く、実効性が乏しい場合がある。

2) 小規模事業者に対応した事業者 BCP の策定率の向上

中小企業庁等の提供する BCP 策定等ツールは小規模事業者を除く中小企業以上の内容であるので、小規模事業者が実情と規模に即した事業者 BCP の策定ができるように支援を強化する必要がある。

3) ノウハウを持つ支援人材の育成

平時・緊急時の対応を推進するノウハウを保有している人材が不足している。また、管内事業者が災害リスクに対応するための保険、共済に関する助言が可能な人材が不足している。

4) 自然災害発生時の対応人員と内容

自然災害発生時に商工会職員が対応を行う場合、対象規模に比較して対応する職員のマンパワーが不足している。

5) 緊急時の関係機関との連携体制の構築

大田市・関係機関・銀の道商工会がそれぞれの計画に沿って、事前対策、応急対策、復旧対策を行うことになるが連携・協力体制が構築されていない。

III 目標

銀の道商工会の商工業者に対し、大田市防災計画を踏まえつつ想定される災害を明確にし、リスクと防災・減災の必要性の認識を高め、事業者 BCP 等の策定に導く。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、発生後の早急な対応・復旧等について、大田市と銀の道商工会が一体となって取り組み、銀の道商工会地域、ひいては大田市全体とこれを構成する事業者の持続的発展を目指す。

【事業者 BCP 策定促進の成果目標】

指 標	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
事業者 BCP 策定事業者数	1	1	1	1	1
普及セミナー 開催件数	1	1	1	1	1

1) 災害対応の危機意識向上・事業者 BCP 等策定

①事業者に対し地域の自然災害や感染症、その他の事業継続リスク（火災・病気・ケガを含む）等を周知・啓発し、危機意識向上を図ることで防災・減災に導く。

②セミナー等の開催により、小規模事業者における事業者 BCP の策定を促進する。

③発災後、速やかな復興支援が行えるよう、知識の習得・支援能力の向上に努めるなど、銀の道町商工会職員の育成を図る。

2) 被害の把握・報告ルートの確立

①災害発生時における情報共有を円滑に行うため、銀の道商工会と大田市との間における被害状況報告ルートを構築する。

②役職員の緊急連絡網の定期的修正、管理により各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

3) 速やかな応急・復興支援策を行える連携体制の確立

①自然災害・感染症発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制や、関係機関との連携を平時から構築する。

②事業継続力強化支援計画の策定から評価までを PDCA サイクルで確認する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

1) 銀の道商工会と大田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知等

- ①巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②商工会報や大田市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ④新型コロナウイルス感染症に関してはガイドライン等に基づき、感染拡大防止策（支援施策含む）について事業者への周知及び支援策等を提供する。
- ⑤事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑥小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和6年11月1日事業継続計画を策定済み。

3) 関係団体等との連携

- ①全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社等と連携し、専門家等を講師とした普及啓発セミナーを開催する。
- ②上記損害保険会社等と連携し、商工会が取扱っている各種共済及び保険（火災共済、福祉共済、休業対応応援共済等）を小規模事業者へのヒアリングにより把握したニーズにマッチする商品を紹介する。
- ③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催して行う。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況の確認を行う。
- ②仮称：大田地域事業継続力強化支援協議会（構成員：銀の道商工会、大田市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、銀の道商工会と大田市との間における連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

【2. 発災後の対策】

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後2時間以内に職員は安否を報告する。(SNS や LINE 等を利用した安否確認や業務従事の可否)
- ②大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を情報収集し、銀の道商工会と大田市で共有する。
- ③市内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ④感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、大田市における感染症対策本部設置に併せ、銀の道商工会 新型インフルエンザ感染症における事業継続計画要領(平成23年2月10日制定)及び、新型コロナウイルス感染症における事業継続計画要領(令和2年4月1日制定)に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害が発生した場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、出勤要請に備える。
- ②休日や、夜間など執務時間外に災害が発生した場合の役割分担を決める。
- ③職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(本計画により、銀の道商工会と大田市が想定する被害規模の目安を以下のように定める。)

大きな被害がある	地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
	被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

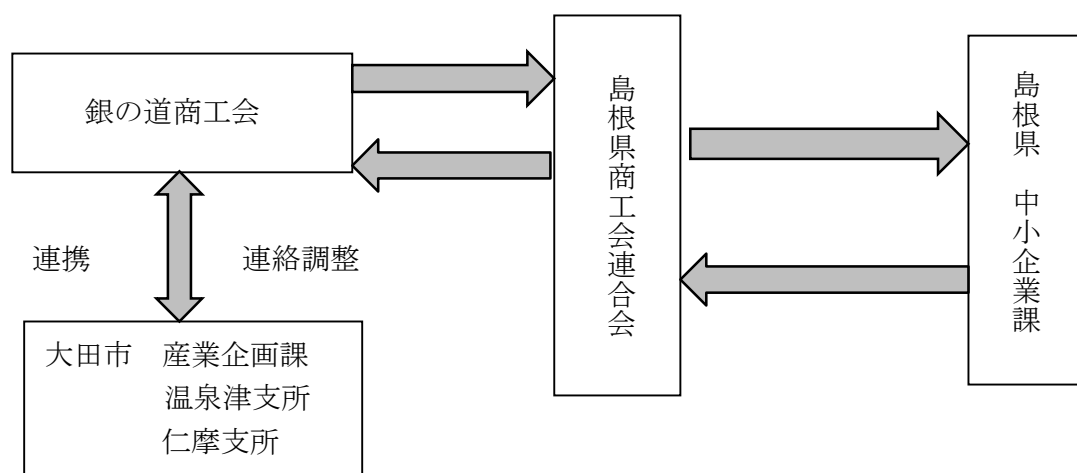
(本計画により、銀の道商工会と大田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。)

発災後～1週間	1日2回以上共有する
1週間～2週間	1日1回以上共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回以上共有する
1か月以降	2週間に1回以上共有する

【3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制】

- ①自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③銀の道商工会と大田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④銀の道商工会と大田市が共有した情報を、県の指定する「被害状況調査票」により、メールまたはFAXで、当会より島根県商工会連合会を経由して、島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(連絡ルート)



【被害状況調査票様式】

被害状況調査票

商工会等			
報告者	氏名：	電話番号：	メールアドレス：

(年 月 日 時現在)

NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	被害額 (円)	(被害額内訳)					備考
							土地 (堆積土砂排 除費・整地 費)	建物	機械設備	車両	商品、 現材料、 仕掛品等	
計												

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再建に必要な額（概算でも構いません）を記入してください。

※「被害の状況」は、建物の状況（全壊・半壊・一部損壊等）、機械設備の状況、浸水の状況（床上、床下）、営業・操業の停止、製品等の状況などを記載してください。

※初期対応時は、可能な範囲の記載で構いませんが、最終的には全項目を把握してください。

【 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ①銀の道商工会は大田市と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。
また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ②地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ③応急時に有効な被災事業者施策（国や島根県、大田市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ④感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援施策を周知や相談窓口の開設等を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を島根県、大田市、島根県商工会連合会に相談する。

(別表 2)

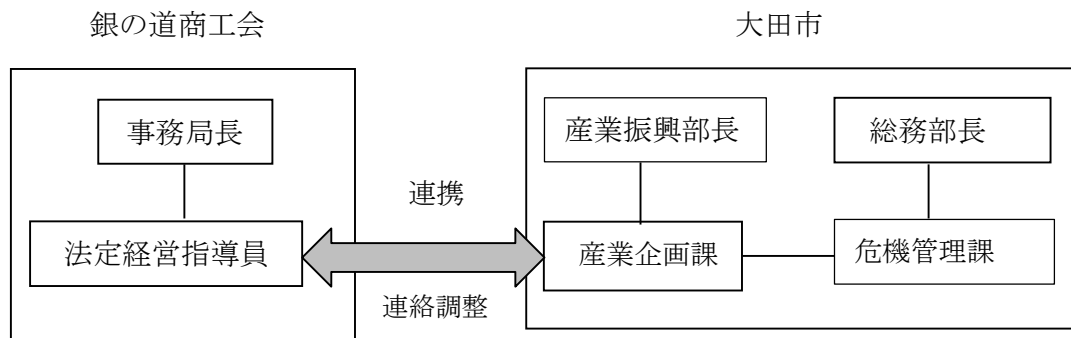
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年7月現在)

(1) 実施体制

商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等



p

(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加藤 秀樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (年1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

銀の道商工会

〒699-2511 島根県大田市温泉津町小浜イ486

TEL : 0855-65-1110 / fax : 0855-65-2346

E-mail h-katou@shoko-shimane.or.jp

②関係市町村

大田市 産業振興部 産業企画課

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111

TEL : 0854-83-8073 / fax : 0854-82-9731

E-mail o-sangyou@city.oda.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県に連絡する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	340	340	340	340	340
・ 専門家派遣	55	55	55	55	55
・ セミナー開催費	25	25	25	25	25
・ 会議運営費	0	0	0	0	0
・ チラシ作成・郵送費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	230	230	230	230	230

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
島根県補助金、大田市補助金、商工会会費・手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。